

## 不存在による非公開決定通知書

大阪府警察本部指令(留)第11号

令和2年12月11日

弁護士 山中 理司 様

大阪府警察本部長



令和2年12月7日付けであった行政文書の公開請求については、当該行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	勾留開始直後に被疑者と接見した弁護人から勾留状の写しの閲覧又は交付を求められた場合、警察署留置係としてはどのように対応することになっているかが分かる文書(最新版)
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件公開請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していない。
担当所属等	大阪府警察本部総務部留置管理課 (府民応接センター情報公開室 06-6943-1234 内線 25251)
備考	

受理番号 第168号

(教示) この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。